

令和7年11月25日

報道関係者 各位

PRESS RELEASE



和歌山県・紀の川市

国民健康保険事業における高額療養費の算定誤りについて

国民健康保険事業における高額療養費について、算定方法に誤りがあり、支給金額に不足があることが判明しました。正しい方法で再算定を行い、支給不足となっている世帯に対して追加支給いたします。

1. 事案の概要

紀の川市福祉医療助成対象者(※)と対象外の方で構成されている世帯において、従来、紀の川市では福祉医療助成対象者の医療費は、本人の負担額が発生しないため、世帯の高額療養費の算定時に福祉医療助成対象者を含めていませんでした。(※子ども医療・心身障害児(者)医療・ひとり親家庭医療の受給者)

しかし、世帯の高額療養費を算定する場合、福祉医療助成対象者については、本来の自己負担額(2割または3割)を算定に含めなければならぬことが判明しました。

このため、正しい算定を行った結果、高額療養費が過少支給となっている世帯があることが明らかになりました。

2. 対象期間

平成31年4月診療分から令和7年1月診療分まで

※再算定するために必要となる診療報酬明細書(レセプト)の保存期間が5年間のため、確認可能な最大限の期間を対象としています。

※令和7年2月診療分以降については正しい算定を行っています。

3. 追加支給の件数及び金額

世帯数：124世帯

件 数：770件

金 額：4,893,824円

4. 今後の対応について

対象世帯に対して本件に関する通知文及び追加支給の申請書を発送し、速やかに不足分の支給手続きを行います。

5. 再発防止に向けた対応について

今回発生した高額療養費だけでなく、国民健康保険制度全般において、職場での情報共有の徹底及び専門的スキル習得のためのマニュアル等の整備を進め、再発防止に努めてまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

和歌山県 紀の川市役所 市民部国保年金課 担当:松山・畠中

TEL:0736-77-2511 FAX:0736-77-0913 E-MAIL:k050200-001@city.kinokawa.lg.jp